

和・話・輪の会 会則

(名称)

第1条 この会は、和・話・輪の会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、河北郡内灘町千鳥台1丁目40番6に置く。

(目的)

第3条 この会は、国際交流に関する活動を行うことにより、金沢および近郊に居住し、または観光に訪れる外国人と交流を図り、親睦を深めることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、主に次の活動を実施する。

- (1) 日本文化体験ワークショップの開催
- (2) 各種国際交流イベントへの参画

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 家族会員は、この会の目的に賛同し入会した家族とする。
- (3) 期間会員は、この会の目的に賛同し入会し期間を限定して活動する者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、月例会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,200円
- (2) 家族会員 1,800円
- (3) 期間会員 100円/月

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監査

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるときまたは欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、月例会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則、事業等の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業報告及び収支予算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後1か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。(事業年度)

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、必要に応じて事務局を置くことができる。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会または月例会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。